

入札説明書

令和5年度地方独立行政法人静岡県立病院機構消防設備点検業務委託（令和5～7年度）に係る入札公告に基づく入札等については関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

- 1 公告日 令和5年1月24日(火)
- 2 入札執行者 地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 田中 一成
- 3 担当部署 〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1
静岡県立病院機構本部事務部経営管理課企画・情報班
電話番号：054-200-1622
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 本事管 第231号
 - (2) 業務名 令和5年度地方独立行政法人静岡県立病院機構消防設備点検業務委託（令和5～7年度）
 - (3) 業務場所 契約書案及び仕様書のとおり
 - (4) 業務期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日
 - (5) 業務概要 指定する消防設備について消防庁告示第2号（平成14年3月12日）の基準により機器点検を年2回、総合点検を年1回実施する。又、防災管理点検を年1回実施する。（防災管理点検は県立総合病院と県立こども病院の2病院のみ実施。）
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格(営業種目4「設備保守管理」のうち、細目25「警報警備」、細目26「消火設備」、細目27「避難・誘導設備」)を有している者又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は営業所の所在地が静岡県内にあること。
 - (4) 入札書等の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 過去3年間において、消防法施行令別表第1により規定される特定防火対象物(以下、特定防火対象物という。)における本業務の契約実績を有すること。協同組合が参加する場合にあっては、組合として契約実績を有すること。
 - (7) 次に掲げる要件を満たす業務責任者又は現場責任者を当該業務に配置できること。
 - ア 特定防火対象物の消防用設備等の総合点検及び機器点検を業務責任者又は現場責任者として誠実に履行したと認められる実績を有すること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があること。

ウ 協同組合が参加する場合にあっては、受託管理体制を図示した書類(様式任意)を提出すること。

(8)次に掲げる要件を満たす業務担当者を8名以上当該業務に配置できること。

ア 平成16年消防庁告示第10号第1号の表に掲げる消防設備士又は第2号の表に掲げる消防設備点検資格者であること。

※配置する業務担当者で、業務対象施設の消防用設備等の種類に対応する資格を網羅すること。

※消防用設備等の種類については各病院仕様書による。

イ 正規雇用者であること。

(9)消防法施行規則に定める防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者を各1名以上有する者であること。

(10)次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札説明書等の配布期間、担当部署及び配布方法

(1)配布期間

公告の日から令和5年2月1日(水)まで

(2)担当部署

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立病院機構本部経営管理課企画・情報班

電話番号 054-200-1622

FAX番号 054-247-1021

(3)配布方法

ホームページ上に掲示する。

7 入札参加の申込み、入札参加資格の確認等

(1)本入札参加希望者は、次により期限までに入札参加資格確認書(以下、「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下、「資料」という。)を作成の上、提出し、入札

参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに所定の申込みをしない者又は受理した入札参加申込書等の提出書類の不足又は不備等により入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間

上記6(1)と同様。ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

イ 提出場所

上記6(2)と同様。

ウ その他

提出書類は各1部を提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、返信用の長形3号封筒(あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手404円分貼付のこ)を併せて持参により提出すること。

(2)入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和5年2月6日(月)までに通知する。

(3)申請書は様式1により作成すること

(4)資料とは、次によるものをいう。

ア 静岡県庁舎等管理業務(営業種目4-25, 26, 27)に係る競争入札参加資格を有することを証する書類(競争入札参加資格審査結果通知書)の写し。

イ 5(6)の事実を証明できるものは、契約書の写しとする。

ウ 5(7)の事実を証明できるものは、業務責任者又は現場責任者の業務経歴を記載した書類(様式2)及び健康保険証の写しとする。

エ 5(8)の事実を証明できるものは、作業従事予定者一覧表(様式3)、資格証の写し及び健康保険証の写しとする。

オ 5(9)の事実を証明できるものは、資格証の写し及び健康保険証の写しとする。

(5)入札参加申込みに係る注意事項

ア 入札参加資格を認められた者は、各事業所の業務に係る施設等を、必ず見学すること。

見学しないことによって生じた不利に基づく異議は、一切認めない。

イ 入札参加申込みに係る費用は入札参加申込者の負担とする。

ウ 入札執行者は、提出された書類を入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

エ 申請書及び資料に個人情報が含まれる場合は、当該個人の了解を得た上で提出すること。

オ 申込み期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された書類は返却しない。

キ 提出書類に用いる言語は日本語に限る。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2)(1)の説明を求める場合には、令和5年2月7日(火)までに書面(様式任意)を上記6(

2)まで持参することにより提出しなければならない。

(3)説明を求められたときは、令和5年2月9日(木)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 入札執行の日時及び場所等

(1)入札執行日時 令和5年2月10日(金) 午前11時00分

(2)入札執行場所 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1

静岡県立総合病院循環器病センター6階臨床教育講義室

(3)委任状 代理人が入札を行う場合、委任状(様式4)を持参すること

(4)その他

ア 郵送及び電送による入札は認めない。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払は、日本国通貨に限るものとする。

ウ 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行者が認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時までには終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

キ 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

ク 入札が予定価格の範囲内でない場合は、直ちに再度の入札をする。

ケ 入札執行回数は2回を限度とする。

10 開札

開札は9に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1)競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札

(2)入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押

印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

- (3)入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4)所定の日時、場所に提出しない入札
- (5)談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6)同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7)同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8)同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9)前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12 落札者の決定方法

- (1)予定価格の制限の範囲以内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2)落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3)上記(2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4)落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

15 異議の申し立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 支払条件

点検実施終了ごとの分割払とする。

17 その他

- (1)入札参加者は、当入札説明書及び仕様書を含む契約内容を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2)契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3)その他詳細不明の点については、次の機関へ照会すること。

入札手続に関すること

本部事務部経営管理課企画・情報班 電話番号：054-200-1622

各病院の個別仕様に関すること

県立総合病院事務部管財課施設管理係

(電話番号054-247-6111 内線2217)

県立こころの医療センター事務部総務経営課総務係

(電話番号054-271-1135 内線212)

県立こども病院事務部会計課課企画・管財係

(電話番号054-247-6251 内線2460)